

第 2 回

# 富里市農業委員会議事録

令和 6 年 2 月 8 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

## 富里市農業委員会総会議事録（第2回）

日 時 令和6年2月8日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
  - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
  - 6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 7 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	田	口	榮	一	
3番	秋	元	和	子	4番	森	田	孝	子
5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第2回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後3時25分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

塩澤 英一 君、津田 博明 君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は森田です。

概要は議案書のとおりです。申請地は、両国駐在所の南側に位置しています。現況はきれいに耕作されており、隣接農地との境界もありました。進入路も市道に接続しており、第三者の権利もありません。権利者は農業経営者で小松菜を生産しており、営農面積は畑17,149平方メートル。労働力は世帯員2人で専業2人、後継者もおります。農機具についてはトラクター1台、耕運機を2台保有。権利取得後は、小松菜を作付けする予定です。住所地从り申請地までの距離は100メートル程度で徒歩2分位です。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

議 長 森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は森田です。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は高齢のため経営規模縮小によるものです。申請地は、両国自動車の南側に位置します。現況は農地としてきれいに手入れがされていきました。進入路は確保されており、第三者の権利もありません。権利者の農業経営状況として畑作で人参、落花生等を作付けしており、労働力は専業5人、雇用1人です。農機具は一式保有しており、営農計画として落花生の作付けを計画しております。通作距離は約100メートル、車で1分程度です。第三者に委託する予定はなく効率的に利用されると考えます。

以上のことから申請書類の不備もなく許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、区分地上権設定1を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1を分割して行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1について、秋元委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、関連がありますので現地調査及び書類審査について一括して報告をいたします。

担当は秋元です。

なお、本件は継続案件になります。まず、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について、概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、消防19団機庫から南へ200メートル程で、進入路は確保されています。事業の概要は、営農型太陽光発電設備の継続に係る区分地上権設定ですので、耕作状況については割愛いたしますが、現地は管理がされており柵も順調に育っていました。

次に、農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借設定1について、概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地につきましては、先程の区分地上権設定と同様です。本件は継続案件であるため、施設は設置済みのため追加の工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もとれています。なお、設備は適正に運用されており、一般基準を満たしていると考えます。

以上のことから、許可相当であると考えます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

---

#### ◎議案第2号

議長 次に、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による申請について、転用1を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について転用1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につい

て、所有権移転1で分割して行います。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について転用1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、関委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1は関連がありますので一括説明させていただきます。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、日吉倉の城之内建材株式会社の資材置場に隣接している駐車場の隣になります。農地区分は第2種農地です。転用事由は駐車場及び資材置場でコンボ3台、車両2台、山砂、砕石、川砂など合計400立方メートルの置場で利用します。資金等については、残高証明が事業総額より多いことを確認しました。また、埋立て等事業計画書が添付されており、単純埋立て方式により実施し、4トン車が1日1台で作業時間は8時から16時までです。農振は、平成10年6月10日全体見直しで変更済みです。

以上のことから、農地区分が第2種農地ですので許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。



(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

◎議案第3号

議長 次に、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員。

田口委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は田口です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、市役所方面から富里南中手前交差点を右折し、200メートル位の右側です。事業概要について、農地区分は、集団農地10ヘクタール以上の第1種農地です。原則不許可ですが、例外規定として農業用施設、農業用倉庫は認められており、令和5年6月28日付けにて農振につきましては、軽微変更が行われています。施設の概要としては、農業用施設として育種苗貯蔵施設の設置となります。なお、資金等については、残高証明が事業総額より多いことを確認しました。

以上のことから、第1種農地ではありますが、例外として、農業用倉庫は許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

◎議案第4号

議長 次に、日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、1月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案に対する意見を求められたものです。内容につきましては、次第8ページに記載のとおりです。本件は、以前行っておりました中間管理事業を伴う、農用地利用配分計画と同様の案件になります。地域計画策定により、農地利用集積については、今後はこの方式で行うこととされており、これまでと違う点は、期間が原則10年以上になっていること、必ず中間管理事業で行うこととなっております。なお、参考ではございますが、農用地利用集積計画は廃止となるため、令和7年3月31日までの経過措置のなかで農地中間管理事業への移行となります。

以上です。

議長 議案第4号について意見を求めます。意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

本案は、意見なしとする旨、市長へ答申することに決定いたしました。

以上で審議案件は終了いたしました。

---

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

次第の9ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含

め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

---

◎報告第2号

議長 次に、報告案件に移ります。日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用の届出について、御報告いたします。

次第の10ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

---

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後3時48分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員